

誹謗中傷等からアスリート等を守ることを含めたスポーツ・インテグリティの向上  
に関する法務等支援事業に係る「教育・研修」及び「広報・啓発」公募要領

1. JOC会計処理規程第34条により、プロポーザル方式契約とし、企画競争を実施する。

2. 企画競争に付する事項

(1) JOC及びJPSAが共同で実施する、誹謗中傷等からアスリート等を守ることを含めたスポーツ・インテグリティの向上に関する法務等支援事業（以下「本事業」という。）のうち、「教育・研修」及び「広報・啓発」に関する施策（以下「本施策」という。）

(2) 本施策の趣旨

現在、アスリートを取り巻く環境について、時代の変化とともに大きく変化し、アスリートに対するプライバシーの保護やSNSでの誹謗中傷といった事柄が発生し、アスリートの安全や保護に対する取り組みが求められている。アスリートへの誹謗中傷等に対する対策は急務であり、試合の不正操作や指導現場のハラスメント等、クリーンなアスリート保護・強化のための体制つくりやそれを脅かす要因に対する対応も具体的に取り組む必要がある。

そのためには、アスリート等の知識向上のための教育・研修のほか、アスリート等に対する誹謗中傷等の萎縮効果を図ることや、本事業自体の周知等の観点での広報・啓発の取組みが重要となることから、この施策を公募する。

(3) 施策の内容

本事業に沿うコンセプトの策定、当該コンセプトに基づく教育・研修及び広報・啓発活動。

このうち、まずは本事業に沿うコンセプト案及び本事業の広報・啓発のためのポスター案を、2月19日(水)までに納品すること。

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) JOCから取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とするが、令和7年2月13日(木)までに本件担当者宛に意思表示することを条件とする。

## 5. 企画提案書並びに試作品の提出方法等

### (1) 企画提案書の提出方法

企画提案書は、以下の事項を含めるものとし、提出期限までに全てを合せて持参提出すること。

- 本事業に沿ったコンセプト案及び本事業の広報・啓発のためのポスター案
- (もしあれば) 本事業の広報・啓発のための映像コンテンツ案
- 本施策に関連するこれまでの実績
- 見積書

### (2) 企画提案書の提出期限等

提出期限；令和7年2月19日（水） 14時必着

提出先；JOC事務局総務部

## 6. 選定方法等

### (1) 審査方法

提出された企画提案書に則り、JOC及びJPSA事務局等にて決定する。

### (2) 審査基準

JOC及びJPSA内で別途定める審査基準に従う。

### (3) 選定結果の通知

選定終了後、1週間以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

## 7. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、契約金の額については、企画提案書の内容を勘案して決定するので、契約予定者が提示した金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。なお、両者の合意が得られ次第契約書の取り交わしをするものとする。

## 8. スケジュール

- (1) 公募開始；令和7年2月6日（木）
- (2) 参加意思表示期限；令和7年2月13日（木）
- (3) 企画提案書・試作品提出期限；令和7年2月19日（水）14時
- (4) 審査；令和7年2月21日まで（予定）
- (5) 契約会社の決定・契約締結；令和7年2月下旬
- (6) 契約期間；契約締結日から事業が終了するまで

## 9. その他

本事業にあたっては、本事業公募要領、JOC及びJPSA会計処理規程、ほか別に

定める規程を順守すること。

## 10. 参考資料

- (1) 訹謗中傷等からアスリートを守るための法務等支援事業（スポーツ庁）
- (2) 事業目的資料（JOC・JPSA 作成）

〈本件担当者〉

公益財団法人 日本オリンピック委員会 総務部

電話；03-6910-5951

住所；東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JSOS13階 ☎ 160-0031

E-mail；jpn\_soumu@joc.or.jp